

株式会社 東和システム
取締役社長 矢部 昭雄 殿

組発－２０１９－００２
２０１９年 ４月 ５日

電算労コンピュータ関連労働組合
執行委員長 小番 孝也

同 東和システム支部
執行委員長 小番 孝也

要 求 書

1. 賃上げ

- 1) 定期昇給に加え、年齢給を３０００円増額しベースアップを行うこと。
- 2) 査定幅および査定基準を明示すること。
- 3) 査定内容は必ず対象者に説明すること。
- 4) 組合員対象者数（男女別）、平均年齢および平均賃金を明示すること。

2. 夏季一時金

- 1) 支給方式は下記の通りとすること。
(基本給＋職務手当＋技術手当＋家族手当) × 3.0ヶ月
- 2) 支給日を7月 5日（金）とすること。
- 3) 査定基準を明示すること。
- 4) 査定内容は必ず対象者に面談し説明すること。
- 5) ±30%以上の過剰な査定を廃止すること。
- 6) 組合員対象者数および平均支給額を明示すること。
- 7) 査定者数の内訳、分布状況を明示すること。
- 8) 賞与の原資総額、賞与支給総額を明示すること。

3. 高齢者雇用安定法の趣旨に沿って、定年を65歳まで延長し、60歳時点の労働条件を維持すること。

4. 労働者の健康を保持、増進や仕事と生活の調和、モチベーションの向上を図るために、働き方改革で努力義務となった勤務間インターバル規制を導入すること。また、どのように努力しているのか内容を文書で明らかにすること。

- ① 1日における時間外労働の最長時間を5時間以内とする。
- ② 時間外労働終了時から翌勤務開始時まで最低でも12時間の休息時間を付与すること。

5. 諸手当の増額

1) 住宅手当

住宅手当を下記の通り増額すること。

- | | |
|---------|---------|
| ① 既婚世帯主 | 25,000円 |
| ② 独身 | 18,000円 |

2) 家族手当

家族手当を下記の通り増額すること。

- | | |
|--------------|------------------------|
| ① 配偶者 | 20,000円 |
| ② 配偶者を除く扶養家族 | 8,000円（第2子以降、その他家族を含む） |

6. 36協定

- 1) 働き方改革の「時間外労働の上限規制」について、対応状況を文書で明らかにすること。
- 2) 残業時間状況を明らかにすること。

7. ハラスメント防止規程を設けること。

8. 残業割増率について

- 1) 残業割増率を就業規則に明記すること。

9. 年休制度を改善し、年休の取得促進を図ること

- 1) 年休取得状況（消化率の分布）を明らかにすること。
- 2) 働き方改革の「年5日の年次有給休暇の確実な取得」について対応状況を明らかにすること。
- 3) 年休取得を個人単位で計画、実施させること。
- 4) 半休制度を実施させること。
- 5) 未消化年休積立保存制度の新設

未消化年休の有効利用を図るために、2年間で消化されなかった場合に消滅する年休を積み立て、本人の病気療養、家族の看護目的で有給休暇を最大50日間保存できる制度（未消化年休積立保存制度）を設けること。

10. 毎年、取り交わす労働協約の内容を給与規定に反映し、変更すること。

課長職の職位にあるものに対し、超過勤務手当の定額払として同人の基本給の20%に相当する金額を支給する。なお、給与規定に基づき計算された超過勤務手当の月額が同人の基本給の20%以上である場合、計算された超過勤務手当を支給する。

11. 慶弔見舞給付規程の見直し

- 1) 死亡弔慰金で支給金額の「その都度決定」を止め、金額を明示すること。
- 2) 慶弔見舞金の各支給額を1万円増額すること。

12. 団体交渉に社長が出席すること。

13. 回答指定日 4月15日（月）

以上